

地区計画の区域内における行為の届出書

名張市長 亀井 利克 様 都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき { 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。	年 月 日 届出者 住所 氏名 印 (TEL)
記	

1	行為の場所	名張市 (地区名:)			
2	行為の着手予定日	年 月 日	3	行為の完了予定日	年 月 日
設計又は施行方法	(1)	土地の区画形質の変更	区域の面積 ㎡		
	(2)	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ)	設計概要	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i)	敷地面積	/	/	㎡
	(ii)	建築又は建設面積	㎡	㎡	㎡
	(iii)	延べ面積	㎡	㎡	㎡
	(iv)	地盤面から最高の軒高まで _____ m 地盤面から最高の建物高まで _____ m	(v) 用途		
	(vi)	かき又はさくの構造			㎡
(vii)	緑化施設の面積 ㎡				
(3)	建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 ㎡			
		(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4)	建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5)	木竹の伐採	伐採面積 ㎡			

- 備考
1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 3. 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
 4. 百合が丘地区地区整備計画区域の業務地区内において、公務員の宿舎等の建築を行おうとする場合、名張市地区計画の区域内における行為の届出に関する規則に基づく確約書を提出すること。
 5. 建築行為に伴う届出の際に外構計画が未定である場合においては、外構工事の着工 30 日前までにその計画を届け出ること。

※ 連絡先 (代理人) 住所:
 氏名:
 TEL: